

平成 29 年度第 3 回 I T 委員会打合せ議事録（活動報告）

平成 30 年 3 月 19 日(月)

18:00~19:30

処：E E パートナース会議室

作成者：春原 繁

I. 参加者

高嶋茂雄(委員) 小室文菜(副委員長)、浅香純朗(副支部長)、小河原裕騎(株式会社マテリオ)、加藤(委員)、原(委員)、遊佐(委員)、春原(委員長)

II. 協議事項

1. 退会者の登録メールアドレスの削除

① 原さんのほうでマッチングしてもらった結果

ア) 氏名等付け合わせ項目 4 項目のいずれかマッチングしない人 9 名

イ) 4 項目すべてマッチングしなかった人 270 名

② 今後の作業

ア) については、原さんに個別に確認をしてもらう

イ) については、270 名にメールアドレス削除の可否を確認するためのメールを配信する。

内容は、期限を設定しそれまでにメールアドレス登録を希望する人については、指定のアドレスにその旨のメール送信をしてもらう。

配信メールへの返信は、不可であることを記載する。

期限までに送信のない場合は、アドレスを削除することをことわる。

複数アドレス登録者には、それぞれのアドレスからの送信を依頼する。

メール文章は春原が 3/20 中に作成し、皆に送信する。

270 名に一括送信できない場合は、下記順番で各 34 件ずつ委員皆に振り分け手分けして削除の可否確認メールを送る。

一括送信可能かどうか小河原さんに確認してもらい連絡をもらう。

振り分けの順番は、リスト初めから春原 加藤 原 遊佐 高島 小室 沼澤 浅岡の順で 34 件ずつ振り分ける。

メール返信のあったアドレスは残し、返信のないものは削除する。

2. HPに名簿を掲載する可否を検討

《委員からの意見》

① 目的、掲載の同意などの問題

- 掲載対象は開業のみになるであろう
- 掲載にあたって情報提供の同意をとることが必要
- 掲載の同意をとるからには、明確な掲載目的、用途の説明が必要である
- 東京会の名簿から情報提供を受けるのであれば余計許可は必須である
- 事務所名は載せても、個人名は同意しない人も多いのでは
- どのように掲載同意をとるかが問題

②HPの物理的な問題

- 希望者のみ自主的に登録してもらう機能をHPに追加するのは困難である
- 現状のHPの構成からメールアドレス登録のデータベースとは別に名簿用のデータベースを持たざるを得ない
- やるとしたら東京会名簿から開業者をピックアップしてPDFで張り付ける方法が現実的だが、掲載許可は必要であろう。昔、年更の書類に社労士名簿を挟んで配っていたような目的で掲載はありかも

③メンテナンスの問題

- 掲載した後のメンテナンスの問題も考える必要がある。退会者等の情報の削除など。
IT委員会で定期的なメンテナンスが必要になる

次回以降も継続協議を行うこととする。

以上